

放射線利用推進専門部会における研究評価 に関する考え方について

平成10年3月16日

放射線利用推進専門部会

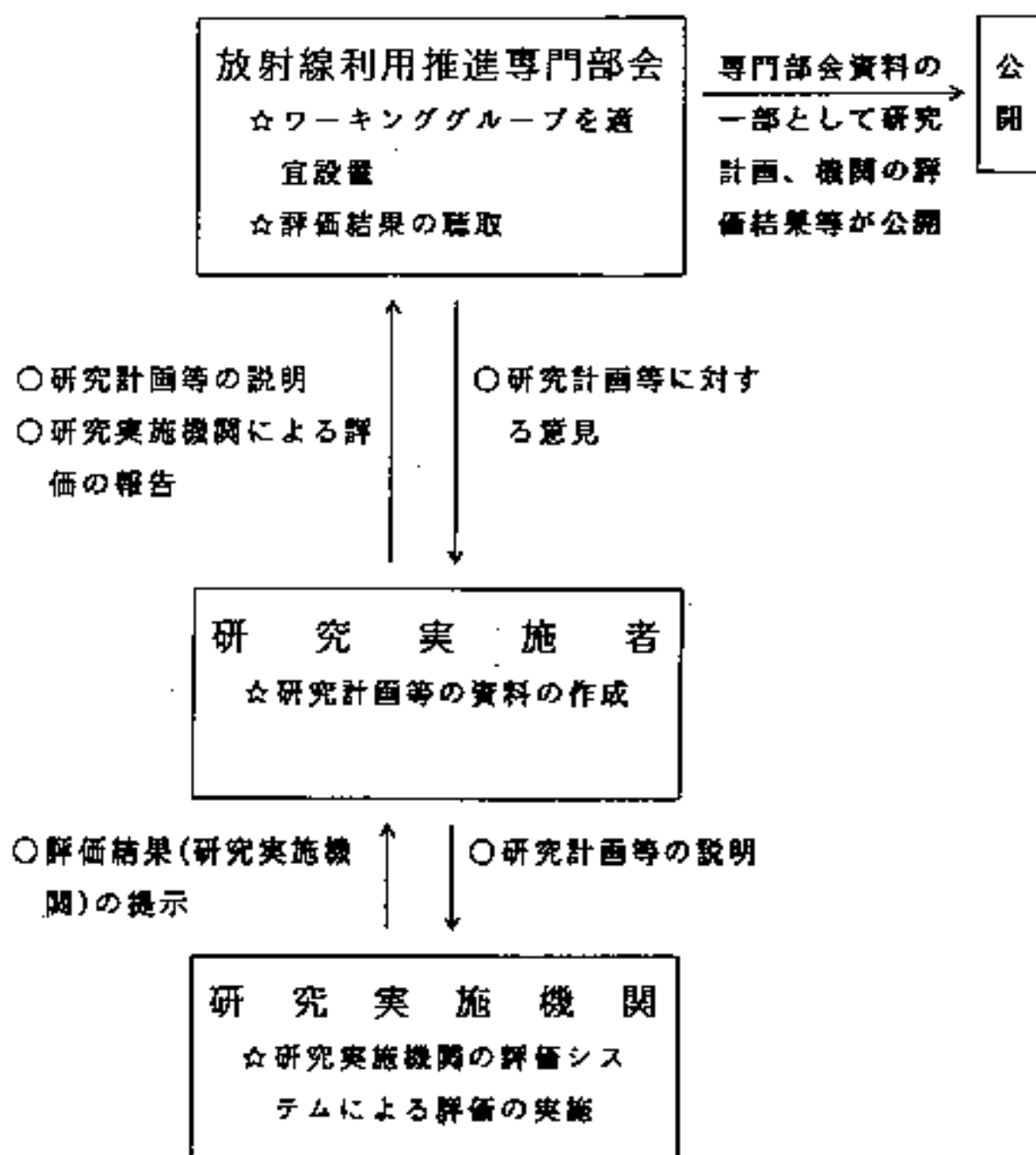
国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方については、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」が昨年8月に内閣総理大臣決定されたところである。

放射線利用推進専門部会では、同大綱的指針を踏まえ、国立試験研究機関の放射線利用に係る研究課題の事前評価を昨年9月に試行的に実施したところである。また、現在、研究実施機関においては、同大綱的指針を踏まえ研究評価システムの整備を進めているところであり、放射線利用に係る研究課題は、今後、それぞれ研究実施機関において評価されることとなる。

これらを踏まえ、放射線利用推進専門部会においては、放射線利用に係る研究課題について、以下のとおりに評価を進めるものとする。

1. 研究課題の評価(事前及び事後評価。特に長期間に亘たる研究課題については中間評価。)は、各研究実施機関において実施する。
2. 放射線利用推進専門部会においては、必要に応じ、国立試験研究機関等研究実施機関から当該機関が実施した研究課題の評価結果の報告を聴取し、放射線利用推進等の観点から意見を述べる。
3. なお、2.において、必要に応じ、放射線利用推進専門部会の委員数名によるワーキンググループを設置し、報告を聴取することとする。

放射線利用推進専門部会における 研究評価の考え方について(概念図)



注) この他に、予算要求の過程で、事務局による研究に係る経費・
積算等のヒアリングが実施される。